## 岩手県告示第503号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年6月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所	名 称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
ロッツ株式会社	大船渡市猪川町字前田9番地28	訪問リハビリス テーション さ んぽ	陸前高田市竹駒町字滝 の里18番地1 1号室	陸前高田市高田町字館 の沖1番地 アバッセ タカタ専門店街	平成29年4月27日

## 2 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所	名 称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
ロッツ株式会社	大船渡市猪川町字前田9番地28	訪問リハビリス テーション さ んぽ	陸前高田市竹駒町字滝 の里18番地1 1号室	陸前高田市高田町字館 の沖1番地 アバッセ タカタ専門店街	